

みつばち相談センター

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和7年8月1日現在〉

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-712-0820(午前9時～午後5時まで、時間外は転送となり
24時間対応可能) *ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. みつばち相談センターの概要

(1) 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 ほとは
代表者氏名	伊藤 真由美
本社所在地	千葉県柏市増尾 1-18-7 電話 04-7139-8398
法人設立年月日	令和2年4月30日

(2) 利用者に対しての指定介護支援を実施する事業所について

① 事業所の所在地等

事業所名称	みつばち相談センター
介護保険指定事業者番号	松戸市指定（松戸市 第1271208652号）
事業所所在地	千葉県松戸市中和倉45
連絡先	電話 047-712-0820
相談担当者	各ケアマネジャー
事業所の通常の事業実施地域	松戸市、流山市、柏市、市川市他

② 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容計
管理者	介護福祉士	1名(兼)		1名(兼)
介護支援専門員	社会福祉士	2名	名	5名
	介護福祉士	4名	名	
	管理栄養士	1名	名	
	社会福祉主事		名	
	精神保健福祉士	1名		

③営業時間

月～金	午前9時～午後5時
定休日	土・日・祝日および12/29～1/3

※緊急連絡電話 047-712-0820(時間外は転送となり24時間対応可能)

3. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等)を確認させていただきます。
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに担当者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者やその家族は、居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事ができます。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求める事ができます。
- (4) 利用者が入院する必要が生じた際に、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えて頂くよう求めます。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者 の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 i 11,620円	居宅介護支援費 i 15,097円
// 45人以上60人未満 の場合	居宅介護支援費 ii 5,820円(注1)	居宅介護支援費 ii 7,532円(注1)
// 60人以上の場合	居宅介護支援費 iii 3,488円(注2)	居宅介護支援費 iii 4,515円(注2)

注1:45件以上60件未満の部分のみ適用

注2:60件以上の部分のみ適用

- ・要介護の認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。
- ・当事業所が運営基準減算に該当する場合は、初月は上記の金額の50/100、以降0/100となり、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,140円減額となります。
- ・居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合でも、必要なケアマネジメント業務が行われ、介護保険サービスが提供されたものと

同等に取り扱うことが適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

(2)加算

1. 介護支援専門員が病院又は診療所に対し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

入院時情報連携加算(Ⅰ)2,675円/月(1月に1回を限度として算定)

入院当日に病院へ情報提供を行った場合

入院時情報連携加算(Ⅱ)2,140円/月(1月に1回を限度として算定)

入院翌日・翌々日以内に病院へ情報提供を行った場合

2. 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1回	4,815円	6,420円
連携 2回	6,420円	8,025円
連携 3回	なし	9,630円

3. 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140円/回(1月に2回を限度として算定)

4. 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状態や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

通院時情報連携加算 535円/月

5. 新規に居宅サービス計画を策定した場合及び、要介護状態区分が2段階以上の変更を受け、新たに居宅サービス計画を策定した場合
初回加算 3,210円/月

6. 特定事業所加算

当事業所が要件を満たした場合、下記の加算を算定させて頂きます。

特定事業所加算(Ⅰ) 5,553円/月

特定事業所加算(Ⅱ) 4,504円/月

特定事業所加算(Ⅲ) 3,456円/月

特定事業所加算(A) 1,219円/月

特定事業所医療介護連携加算 1,337円/月

7. 在宅で死亡した利用者に対して、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行い、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の

居宅を訪問し、当該利用者的心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業所に提供した場合

ターミナルケアマネジメント加算 4,280 円/月

※2と5の加算は一緒にいただくことはありません。

※保険料滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に

応じ、上記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を市役所に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(3) 交通費

利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

なお、自動車を使用した場合は、運営規程に基づき請求いたします。

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができます。一切料金はかかりません。

(5) その他の費用の請求及び支払い方法について

① その他の費用の請求方法等

ア その他の費用の額は利用月ごとの合計金額により請求いたします。

イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者にお届け(郵送)します。

② 利用料、その他の費用の支払い方法等

ア 請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払ください。

(ア) 事業者指定口座への振り込み

(イ) 利用者指定口座からの自動振替

(ウ) 現金支払い

イ お支払いを確認しましたら、支払い方法の如何によらず領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

※利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5. サービスの利用について

(1) サービスの利用開始

契約を締結したのち、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出くださいればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ア 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ウ 利用者がお亡くなりになった場合
- ④その他
- 利用者及び家族等が当社及び当社の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

7. 運営方針

- 利用者が自宅で自立した日常生活が続けられるよう、最も親しい相談相手となることを信念とします。
- 利用者の意思や人格を尊重して介護サービスの選択を公平中立の姿勢で援助し、本人の立場に立ってケアプランを作成いたします。
- そのプランが常に本人とそのご家族にとって質の高い日常生活の助長につながることを目標とします。

8. サービス内容に関する相談・要望・苦情等の窓口(第16条)

- (1)当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービスに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。
- (2)苦情申立の窓口

みつばち相談センター	松戸市中和倉 45 TEL:047-712-0820 受付時間 月～金曜日 9時～17時
松戸市介護保険事務センター	松戸市根本387-5 TEL:047-366-7067 受付時間 月～金曜日 8時半～17時
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	千葉県稲毛区天台6-4-3 TEL:043-254-7428 受付時間 月～金曜日 9時～17時

9. 事業所の講じる措置について

(1) 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施。
- ・その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

また事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)
- ・虐待に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	伊藤 真由美
-------------	--------

(3) 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

(4) 利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

10. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様に取り扱います。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写などが必要な場合は利用者の負担となります。)

11. 当社の概要

名称・法人種別 合同会社 ほとは
代表者氏名 伊藤 真由美
本部所在地 柏市増尾 1-18-7
電話番号 04-7139-8398

- 事業内容
1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - (1)訪問介護
 - (2)介護予防訪問介護
 - (3)訪問入浴介護
 - (4)通所介護
 - (5)介護予防通所介護
 - (6)短期入所生活介護
 - (7)特定施設入居者生活介護
 - (8)福祉用具貸与・住宅改修
 2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 3. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 4. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 5. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
 6. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 7. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業・一般相談支援事業・特定相談支援事業・地域生活支援事業・移動支援事業・地域活動支援センターを経営する事業・福祉ホームを経営する事業
 8. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業・相談支援事業・障害児入所支援事業
 9. 介護に関するコンサルティング及び相談事業
 10. 介護支援専門員、訪問介護員の養成事業
 11. 在宅者向けの給食サービス業
 12. 高齢者専用賃貸住宅の経営
 13. 前記各号に付帯関連する一切の事業

営業所数 居宅介護支援 1ヶ所